

2019年度 明星大学 研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の
 防止・対策に関する基本方針に基づく防止計画

明星大学では、研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、研究活動及び研究費の適正な管理・運営（以下「研究活動等の管理・運営」という。）を行うための防止計画を以下のように定める。

	大項目	中項目	不正等の発生する要因	防止計画
1	責任体系の明確化	研究活動等の管理・運営の推進	規程に定める組織体制の責任と権限が形骸化している。	最高管理責任者は、規程に定める組織体制として、研究活動等の管理・運営における各責任者の責任と権限を明確化し、学内外に周知・公表する。
2	研究活動等の管理・運営の基礎となる環境の整備	関係者の意識の向上	部局責任者の役割が不明確で、理解されていない可能性がある。	統括管理責任者は、規程に定める部局責任者の役割を明確化するとともに、部局等における研究活動等の管理・運営に関する体制を構築し、部局責任者へ周知する。
		通報窓口の設置	通報窓口及び通報窓口の役割が理解されていない可能性がある。	防止計画実施部署は、規程に定める通報窓口及び通報窓口の役割を明確化し、教職員に周知する。
3	研究費の適正な運営・管理活動	ルールの明文化・統一化	過去の慣例に基づく執行手続き等が明文化されていないため、例外処理が増えてしまう。	防止計画実施部署は、慣例による手続き等について、整理・体系化して学内におけるルールとして明文化する。
		被雇用者の実態把握・管理	不正等の温床となる不適切な関係が生じるリスクがある。 採用時の契約書に基づいた勤務計画、業務内容等に沿っているかを把握しておらず、形骸化している可能性がある。	防止計画実施部署は、リサーチ・アシスタント（RA）、研究補助員、研究員の採用時に面談を行い、不正等の要因等を伝えるとともに誓約書を取り、適宜勤務実態を把握する。 部局等は、所属する教員へ、雇用するティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）、リサーチ・アシスタント（RA）、研究補助員、研究員の勤務計画及び業務内容、規程に定める勤務形態を把握し、管理するよう周知する。

	大項目	中項目	不正等の発生する要因	防止計画
3	研究費の適正な運営・管理活動	予算執行状況の検証	研究費の執行期限直前に執行手続きが集中することにより、不正等の温床となる可能性がある。	部局等は、学部等予算について防止計画実施部署（各学部支援室及び部局等の事務室）と連携して執行状況を把握し、計画的に執行する。
			研究費の不適切な執行手続きが、不正等の温床となる可能性がある。	防止計画実施部署は、研究費の執行手続きが適切にされているか確認する。
		物品検収	特殊な役務に関する検収ルール等について、周知されていない可能性がある。	防止計画実施部署は、特殊な役務に関する検収を適切に行う。
		関係者の意識の向上	物品等について、自己手配、立替購入することが可とされている自己調達限度額を把握していない可能性がある。	部局等は、防止計画実施部署（各学部支援室及び部局等の事務室）と連携して、物品等を自己手配、立替購入する自己調達において、留意事項に従い適切に執行する。
			「出張願」の決裁ルール等について、把握していない可能性がある。	部局等は、防止計画実施部署（各学部支援室及び部局等の事務室）と連携して、部局所属の教職員へ「出張願」の決裁ルール等を周知徹底し、手続きの事後処理をなくす。
			「出張報告書」の決裁ルール等について、把握していない可能性がある。	部局等は、防止計画実施部署（各学部支援室及び部局等の事務室）と連携して、部局所属の教職員へ「出張報告書」の決裁ルール等を周知徹底し、手続きの遅延をなくす。

	大項目	中項目	不正等の発生する要因	防止計画
4	公正な研究活動	研究倫理の意識の向上	研究倫理について理解されていない可能性がある。	部局等は、防止計画実施部署（各学部支援室及び部局等の事務室）と連携して、所属する教職員に、学内の研究倫理教育を受講修了させ、研究倫理について理解を深める。
			学生（学部学生、大学院生）に研究倫理を指導していないため、不適切な研究が行われている可能性がある。	部局等は、学生（学部学生、大学院生）へねつ造、改ざん、盗用等の不正行為抑止について、教育啓発に取り組む。
5	情報の伝達を確保する体制の確立	相談窓口の設置	相談窓口やその役割が不明確であり、相談窓口が機能していない可能性がある。	防止計画実施部署は、規程に定める相談窓口の役割及び相談内容による担当部署を明確化し、教職員に周知する。
6	モニタリングの実施体制	モニタリング体制の実施状況	監査部門による研究費の管理体制のモニタリング実施状況について共有されていない。	統括管理責任者は、監査部門による研究費の管理体制のモニタリングについて、内部監査結果を防止計画実施部署及び部局等と共有し、防止計画の見直しを適宜行う。

【注】防止計画実施部署：（明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程第10条第2項より）

(1)調達センター (2)連携研究センター事務室 (3)図書館事務室 (4)各学部支援室及び部局等の事務室 (5)学校法人明星学苑財務部経理課

以上